

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第65号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第2条 四日市市運動施設（以下「運動施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て、休業日を変更することができる。</p> <p>(1) 12月29日から翌年1月3日まで。ただし、<u>四日市市霞ヶ浦プール</u>（以下「<u>霞ヶ浦プール</u>」という。）については、9月1日から翌年7月4日まで</p> <p>(2) 前号のほか、<u>四日市市温水プール</u>（以下「<u>温水プール</u>」という。）については、月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その翌日とする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(休業日)</p> <p>第2条 四日市市運動施設（以下「運動施設」という。）の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て、休業日を変更することができる。</p> <p>(1) 12月29日から翌年1月3日まで。ただし、<u>霞ヶ浦プール</u>については、9月1日から翌年7月4日まで</p> <p>(2) 前号のほか、<u>温水プール</u>については、月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その翌日とする。</p> <p>(3) (略)</p>

(個人使用に供する施設及び使用日)

第3条 個人使用に供する施設は次の表の左欄に掲げる施設とし、その使用日は同表の右欄の期間内で、指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、同表の右欄の期間を変更することができる。

施設名	期間
(略)	
<u>四日市市中央体育館</u> (以下「中央体育館」という。)	(略)
<u>四日市市中央第2体育館</u> (以下「中央第2体育館」という。)	
<u>四日市市中央陸上競技場</u> (以下「中央陸上競技場」という。)	
<u>(四日市市中央フットボール場</u> <u>(以下「中央フットボール場」という。)</u> Aフィールド)	
<u>四日市市中央トレーニング場</u> <u>(以下「中央トレーニング場」という。)</u>	
<u>四日市市楠体育館</u> (以下「楠体育館」という。)	
<u>四日市市松原テニスコート</u> (以下「松原テニスコート」という。)	
温水プール	
<u>四日市市三滝武道館</u> (以下「三滝武道館」という。)	

2 (略)

(個人使用に供する施設及び使用日)

第3条 個人使用に供する施設は次の表の左欄に掲げる施設とし、その使用日は同表の右欄の期間内で、指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、同表の右欄の期間を変更することができる。

施設名	期間
(略)	
<u>中央緑地体育館</u>	(略)
<u>中央緑地第2体育館</u>	
<u>中央緑地陸上競技場</u> (中央緑地フットボール場Aフィールド)	
<u>中央緑地トレーニング場</u>	
<u>楠緑地体育館</u>	
<u>松原テニスコート</u>	
温水プール	
<u>三滝武道館</u>	

2 (略)

(許可の制限)

第6条 (略)

- 2 四日市市霞ヶ浦運動用舟艇場 (以下「霞ヶ浦運動用舟艇場」という。)係留施設の使用は、本市に住所を有する者に限り許可するものとする。

(仮予約の申請)

第8条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の仮予約を行った施設について、使用日の14日前までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、四日市市霞ヶ浦第1野球場 (以下「霞ヶ浦第1野球場」という。)、霞ヶ浦第1野球場会議室、四日市市霞ヶ浦第2野球場 (以下「霞ヶ浦第2野球場」という。)、中央フットボール場、四日市市松原野球場 (以下「松原野球場」という。)、四日市市北条野球場 (以下「北条野球場」という。)、四日市市垂坂サッカー場 (以下「垂坂サッカー場」という。)、四日市市垂坂ソフトボール場 (以下「垂坂ソフトボール場」という。)、四日市市鈴鹿川ラグビー・サッカー場 (以下「鈴鹿川ラグビー・サッカー場」という。)、四日市市鈴鹿川河原田野球場 (以下「鈴鹿川河原田野球場」という。)、四日市市鈴鹿川河原田ソフトボール場 (以下「鈴鹿川河原田ソフトボール場」とい

(許可の制限)

第6条 (略)

- 2 霞ヶ浦運動用舟艇場係留施設の使用は、本市に住所を有する者に限り許可するものとする。

(仮予約の申請)

第8条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の仮予約を行った施設について、使用日前14日までに使用許可を申請しない場合は、当該仮予約はその効力を失うものとする。ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦サッカー場、松原野球場、北条野球場、垂坂サッカー場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川河原田野球場、鈴鹿川河原田ソフトボール場及び本郷河川敷グラウンドについては、使用日前30日前までとする。

う。)及び四日市市本郷河川敷グラウンド (以下「本郷河川敷グラウンド」という。)については、使用日の30日前までとする。

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金(設備器具及び備付物品の利用料金を含む。)について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。

還付する場合	還付する額
(略)	
使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。 ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、 <u>中央フットボール場</u> 、 <u>松原野球場</u> 、 <u>北条野球場</u> 、 <u>垂坂サッカー場</u> 、 <u>垂坂ソフトボール場</u> 、 <u>鈴鹿川ラグビー・サッカー場</u> 、 <u>鈴鹿川河原田野球場</u> 、 <u>鈴鹿川河原田ソフトボール場</u> 及び <u>本郷河川敷グラウンド</u> については、使用日の30日前までとする。	(略)

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、条例第9条ただし書の規定により、使用者が次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、既納の利用料金(設備器具及び備付物品の利用料金を含む。)について、それぞれ同表の右欄に掲げる額を還付することができる。

還付する場合	還付する額
(略)	
使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。 ただし、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第1野球場会議室、霞ヶ浦第2野球場、 <u>霞ヶ浦サッカー場</u> 、 <u>中央緑地フットボール場</u> 、 <u>松原野球場</u> 、 <u>北条野球場</u> 、 <u>垂坂サッカー場</u> 、 <u>垂坂ソフトボール場</u> 、 <u>鈴鹿川ラグビー・サッカー場</u> 、 <u>鈴鹿川河原田野球場</u> 、 <u>鈴鹿川河原田ソフトボール場</u> 及び <u>本郷河川敷グラウンド</u> については、使用日	(略)

(略)

2 及び 3 (略)

(指定管理者による管理)

第 2 1 条 条例第 3 条の規定に基づき、  
指定管理者が管理する運動施設は、次の  
各号に掲げる全ての運動施設とする。

(1) 四日市市霞ヶ浦体育館 (以下「霞ヶ浦体育館」という。)

(2) 及び (3) (略)

(4) 四日市市霞ヶ浦弓道場 (以下「霞ヶ浦弓道場」という。)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 四日市市テニスセンター (以下「テニスセンター」という。)

(8) 中央体育館

(9) 中央第 2 体育館

(10) 中央トレーニング場

(11) 中央陸上競技場

(12) 中央フットボール場

(13) 四日市市楠多目的運動場 (以下「楠多目的運動場」という。)

(14) 楠体育館

(15) 四日市市楠テニスコート (以下「楠テニスコート」という。)

(16) (略)

(17) 四日市市三滝テニスコート (以下「三滝テニスコート」という。)

の 3 0 日前までとする。

(略)

2 及び 3 (略)

(指定管理者による管理)

第 2 1 条 条例第 3 条の規定に基づき、  
指定管理者が管理する運動施設は、次の  
各号に掲げる全ての運動施設とする。

(1) 霞ヶ浦体育館

(2) 及び (3) (略)

(4) 霞ヶ浦サッカー場

(5) 霞ヶ浦弓道場

(6) (略)

(7) (略)

(8) 霞ヶ浦テニスコート

(9) 中央緑地体育館

(10) 中央緑地第 2 体育館

(11) 中央緑地トレーニング場

(12) 中央緑地陸上競技場

(13) 中央緑地フットボール場

(14) 楠緑地多目的運動場

(15) 楠緑地体育館

(16) 楠緑地テニスコート

(17) (略)

(18) 三滝テニスコート

(18) (略)	(19) (略)
(19) 四日市市三滝相撲場（以下「三滝相撲場」という。）	(20) 三滝相撲場
(20) (略)	(21) (略)
(21) (略)	(22) (略)
(22) (略)	(23) (略)
(23) (略)	(24) (略)
(24) (略)	(25) (略)
(25) (略)	(26) (略)
(26) (略)	(27) (略)
(27) (略)	(28) (略)
(28) (略)	(29) (略)
(29) (略)	(30) (略)

改正後	
別表第2（第8条関係）	
システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
霞ヶ浦体育館、霞ヶ浦弓道場、 <u>中央体育館</u> 、 <u>中央体育館第2会議室</u> 、 <u>中央第2体育館</u> 、 <u>中央フットボール場</u> 、 <u>楠多目的運動場</u> 、 <u>楠体育館</u> 、 <u>楠テニスコート</u> 、三滝武道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂坂サッカー場及び本郷河川敷グラウンド	(略)
<u>テニスセンター</u> 及び三滝テニスコート	
(略)	
備考 (略)	

改正前
別表第2（第8条関係）

システムによる仮予約対象施設	仮予約開始日
霞ヶ浦体育館、霞ヶ浦サッカー場、霞ヶ浦弓道場、中央緑地体育館、中央緑地体育館第2会議室、中央緑地第2体育館、中央緑地フットボール場、楠緑地多目的運動場、楠緑地体育館、楠緑地テニスコート、三滝武道館会議室、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、垂坂サッカー場及び本郷河川敷グラウンド	(略)
霞ヶ浦テニスコート及び三滝テニスコート	
(略)	
備考 (略)	

改正後				
別表第3 (第13条関係)				
設備器具等利用料金の上限額				
施設名	種別	単位	金額	備考
(略)	(略)			
楠多目的運動場				
三滝テニスコート、楠テニスコート				
テニスセンター				
(略)				
霞ヶ浦体育館				
中央体育館及び中央第2体育館				
(略)				
中央フットボール場				
(略)				
楠体育館				
楠武道場				
(略)				
備考 (略)				

改正前				
別表第3 (第13条関係)				

設備器具等利用料金の上限額

施設名	種別	単位	金額	備考
野球場	(略)			
楠緑地多目的運動場				
三滝テニスコート、楠緑地テニスコート				
霞ヶ浦テニスコート				
(略)				
霞ヶ浦体育館				
霞ヶ浦サッカー場	拡声装置	1式 1回	430	
	シャワー(温水のみ)	1室 1回	540	
		1人 1回	100	
	照明装置(150Lx)	半時間	2,160	
	照明装置(200Lx)	半時間	2,570	
	中央緑地体育館及び中央緑地第2体育館	(略)		
(略)				
中央緑地フットボール場				
(略)				
楠緑地体育館				
楠緑地武道場				
(略)				

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)



2 この規則による改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに改正前の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)